地域DX促進事務局

令和5年度
中小企業地域経済政策推進事業費補助金（地域DX促進環境整備事業）
地域DX支援活動型
オンライン説明会資料

※本資料は、本補助金のポイントを説明するために作成されたものです。
　本補助金の詳細については、公募要領・交付規程等の公募資料をご確認ください。

地域の企業が抱える課題に精通した産学官金の専門家による地域企業への課題分析・DX戦略策定・サイバーセキュリティ対策の伴走型支援等の各種支援活動を行う費用を補助します

本事業の実施イメージ

地域の企業が抱える課題の特定 → DX戦略策定等 → 知見共有・普及展開

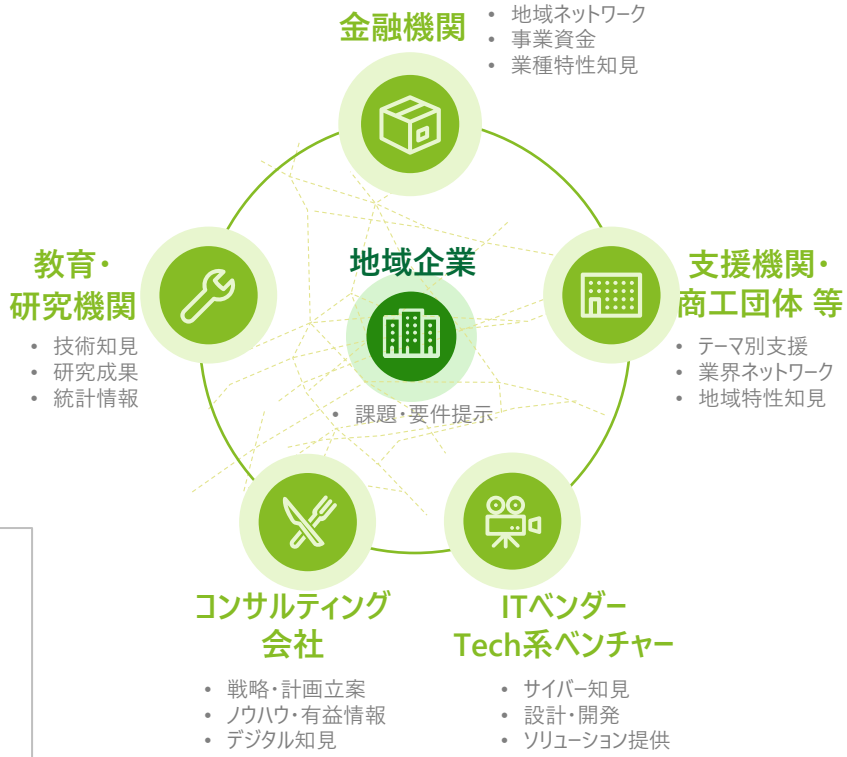

地域主力産業が抱える課題例

働き手不足　# ノウハウ欠如
資金不足　# 専門家へのリーチ不足
ビジネスモデルの陳腐化・競争劣位
モデルケースの不在
経営インフラの老朽化
高齢化による医療・介護の需給ギャップ etc.

想定取組例

モデルケースの研究・形式知化
域内で同様の課題を抱える企業への応用
他地域の同業他社への展開
Web掲載やセミナー等での周知・普及促進

補助事業者となる代表機関が、地域の実情を把握している者、経営やデジタルに関する専門的知見・ノウハウを持つ者、及びサイバーセキュリティ対策の専門家と共同で地域企業を支援します

本事業のスキーム及び各参加者のメリット

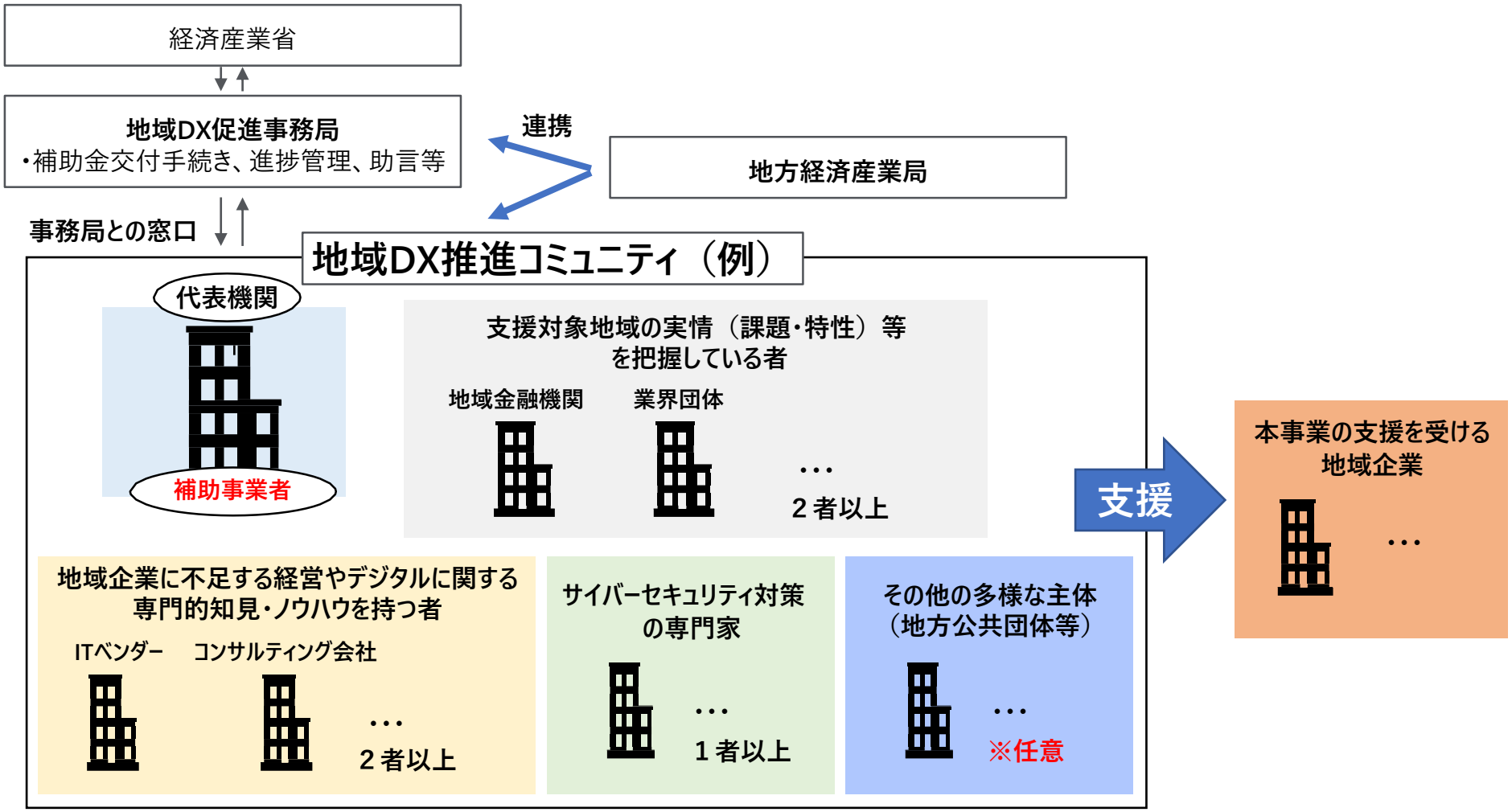

補助の対象となる代表機関は、当該事業の運営管理、構成員相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理等を行う母体としての組織です

代表機関の定義

代表機関の定義	• 自ら補助事業を実施するとともに、**当該事業の運営管理、構成員相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理等を行う母体としての組織**です。 • 以下の（資格要件）を満たすことが必要であり、事業実施期間中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、交付の決定の全部もしくは一部の取消し、又は変更することがありますので、御留意ください。 （主な資格要件） ⑥当該事業の期間中及び当該事業の終了後における事業の実施主体であること。 （**代表機関が業務の全てを他の者に再委託することはできません。**） ⑧代表機関としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。（複数名の業務従事者を配置できること。） ⑫**補助金の交付は事業終了後となるため、事業実施期間中に発生する経費（構成員への委託・外注・謝金支払等を含む）を補助金の受領前に立替払いすることが可能であること。** ⑬当該事業の期間中及び当該事業の終了後３年間、事務局の求めに応じて、指定の方法で事業の活動状況・成果等を報告可能な主体であること。 ⑮本事業の他の地域DX推進コミュニティにおける代表機関ではないこと。 （**他の地域DX推進コミュニティの構成員として参画することは可。**） ⑱**令和４年度補正「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域DX促進環境整備事業（業種等特化型DX促進事業））地域DX支援活動型」に採択された代表機関ではないこと。**

補助の対象となる構成員は、代表機関と共に補助事業を実施し、必要に応じて代表機関から委託・外注・謝金支払い等を受ける者です

構成員の定義

構成員の定義	• 代表機関の管理下において、**代表機関と共に補助事業を実施し、必要に応じて代表機関から委託・外注・謝金支払い等を受ける者**です。業種や企業規模等に制限なく広く参画していただけますが、以下の（資格要件）を満たすことが必要です。 • なお、参画する構成員は、**地域に不足する経営やデジタル技術に関するノウハウ等を補う観点で、兼業・副業人材の活用も検討することを推奨します。** （資格要件）④はサイバーセキュリティ対策の専門家のみ ① 日本に拠点を有していること。 ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者でないこと。 ③ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。 ④ サイバーセキュリティの専門家は、**情報処理安全確保支援士、またはそれに類するサイバーセキュリティ対策に関する専門的、実践的な知識、技術、技能等を有する者**であって、複数の地域企業等において**サイバーセキュリティに関する課題の解決支援（現状調査・分析、対策計画策定支援等）を行ったことがある又は当該分野において相応の実績を有すると認められる者。**

補助の対象となる地域DX推進コミュニティが支援を実施する地域企業は、全社を申請時に確定させておく必要はなく、事業期間中に公募等により選定することも可能です

地域DX推進コミュニティが支援を実施する地域企業の定義

地域企業の定義	• **地域企業は、地域DX推進コミュニティから支援を受ける者**です。**補助金の交付は受けません**。 • 地域DX推進コミュニティが支援する地域企業は、**全社を申請時に確定させておく必要はなく、事業期間中に公募等により選定することも可能です。**支援する地域企業の選定においては、企業規模や業種等に関して制限を設ける必要はありませんが、以下の要件を満たすことが必要です。 （資格要件） ①「１－３．事業内容」（１）～（２）の支援を受けることを希望する地域企業に対しては、支援を受けるまでに、**２０１９年７月に経済産業省が公開したDX推進指標の自己診断（※）を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に提出すること**を求めること。 ※DX推進指標 自己診断結果入力サイト https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者でないこと。

事業の実施に必要な知見やノウハウ等を有する者の地域DX推進コミュニティを構成することを目的とした事業であるため、下記の構成員を含まない計画は補助対象外となります

応募要件

応募要件	① 「１－５－２．資格要件」に合致する、以下（１）代表機関と（２）～（４）の構成員からなる事業の実施に必要な知見やノウハウ等を有する者からなる地域DX推進コミュニティを構成すること。 **（１）代表機関１者** **（２）支援対象地域の実情（課題・特性）等 を把握している者** **（例：地域の産業支援機関、地域金融機関、商工団体、業界団体、教育・研究開発機関等）が２者以上** **（３）地域企業に不足する経営やデジタルに関する専門的知見・ノウハウを持つ者** **（例：ITベンダー、Tech系ベンチャー、コンサルティング会社等）が２者以上** **（４）サイバーセキュリティ対策の専門家１者以上** **※ただし、（３）と（４）を兼任する場合は、（３）（４）それぞれに対して１者とカウントします。** ② **１以上の都道府県（都道府県単位あるいは複数の都道府県）の地域企業群を対象に、都道府県全域の実情を理解した上で、DXに関わる多様な課題の解決が可能な支援体制を構築すること。** ③ 地域DX推進コミュニティは、ひとつの組織体として位置付けられるため、事務局や経済産業省（地方経済産業局を含む。）からの連絡、指示、問い合わせ等への対応は、代表機関の担当責任者がその責任を持って担当すること。また、代表機関の担当責任者は、自らの責任において当該対応内容について構成員へ共有すること。 ④ 地域DX推進コミュニティには、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）、事務管理責任者を配置すること。なお、これらの代表者・責任者には、実際に本事業の運営推進に携わる人を任命すること。特に、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）は、採択決定後に事務局が行うヒアリング等には必ずどちらかが出席すること。 ⑤ 構成員からの年会費や支援対象となる地域企業からの対価（報酬）等の収入を得る仕組みを構築し、補助事業終了後も継続的に事業を実施するための事業実施計画を策定すること。それを踏まえて、**地域DX推進コミュニティは、補助事業終了後５年間は地域企業への支援活動を継続すること**。

交付決定後から補助事業完了までに代表機関が契約・納品・検収・支払までを終えた経費の内、交付決定額の範囲内で事務局が認めたものが補助の対象となります

補助対象となる経費項目

補助率：10／10
補助上限額：3,200万円

補助対象となる経費項目	内容
人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費
謝金	事業を行うために必要な謝金
備品費	事業を行うために必要な物品の購入、製造に必要な経費
借料及び賃料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないものの購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
広報費	事業を効果的に実施するために必要な広告宣伝に要する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの項目にも属さないもの
委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、 他の事業者に委託・外注するために必要な経費

当該事業に関係のない経費は本事業において補助対象外となることにご留意ください

補助対象外となる経費

補助対象外経費	• 建物等施設に関する経費 • 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等） • 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。） • 収入印紙 • その他事業に関係ない経費

健保等級適用者の人件費については、健保等級の考え方に基づく単価設定のみ認められます。その他詳細は「交付申請時の人件費の見積もりに係る補足資料」をご確認ください

健保等級適用者の場合の人件費の見積もりについて

代表機関の従事者ごとに、以下の算出式によって人件費の見積りを行い、その総和を補助対象経費とする

健康保険等級を適用した人件費単価（円/時間） × **代表機関の従事者別の想定稼働時間数（時間/人）**

- 人件費単価については、申請時点の健保等級や日給額等に基づき設定する

- 補助事業従事時間は、事業計画書の「積算内訳」で算出した稼働時間を計上する

人件費確定にあたっての必須書類
1. 健保等級証明書
2. 被保険者標準報酬決定通知書
3. （該当の場合）同改定通知書
4. 被保険者標準報酬月額保険料額表
5. 給与台帳または給与明細
6. 賞与明細
7. 業務従事日誌
8. 就業規則
9. 給与規程

※なお、人件費の確定にあたっては、費用の妥当性を判断するために上記以外の資料（打刻データ等）も求める場合があります
※健保等級適用者以外の方は「交付申請時の人件費の見積もりに係る補足資料」をご確認ください

経済産業省の当該補助金サイトより各様式をダウンロードいただき、提出書類チェックリストで不備が無いことを確認した上で、Jグランツにて書類を添付し申請してください

提出書類一覧

No.	提出書類	提出の必要性	提出単位
1	事業計画書	必須	地域DX推進コミュニティごと
2	代表機関の直近の決算報告書（1か年分の貸借対照表、損益計算書）	必須	代表機関のみ
3	代表機関及び構成員の団体・企業概要（パンフレット等）	必須	参加事業者ごと
4	代表機関及び構成員の履歴事項全部証明書（公募申請日以前3カ月以内に発行されたもの）	必須	参加事業者ごと
5	サイバーセキュリティの専門家であることを示す資料（資格の証明書、支援実績の詳細、出版物・寄稿・講演など）	必須	参加事業者ごと
6	誓約書	必須	参加事業者ごと
7	ワーク・ライフ・バランス等推進企業であることが確認できる認定証の写し	該当する場合のみ	-
8	提出書類チェックリスト	必須	地域DX推進コミュニティごと

審査においては以下の項目を中心に評価を行い、審査で加点される項目もあります

審査項目

審査項目		審査内容
1．基本的事項　※いずれかが不適(×)の場合は不採択		
①	事業者としての適格性	代表機関及び構成員は、募集要領１－５．応募資格をすべて満たしているか。
②	財務的基盤	・代表機関は、補助事業をその目的に沿って的確に実施し得る財務的基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。 ・直近の決算報告書において、安定的に事業を実施できるか。
③	事業の適格性	申請内容が、事業目的及び内容の要件を全て満たしているか。
2．事業の内容に関する事項		
2－1．地域DX推進コミュニティの実施体制・能力		
①	代表機関、構成員の能力・実績等	・代表機関は、地域企業に対する各種支援に止まらず、補助事業全体の運営管理、構成員相互の調整を主体的に行う優れた能力・実績を有した人材を擁しているか。 ・構成員は、地域の実情（課題・特性）、経営・デジタル、DXを進める上で必要となるサイバーセキュリティ対策に関する専門的知見・ノウハウを持つ産学官金の関係者で、代表機関と共に、課題分析・戦略策定支援、サイバーセキュリティの強化に関する伴走型支援等各種支援、支援ノウハウの地域DX推進コミュニティ内での共有・横展開の仕組みの構築に取り組むことができる優れた能力・実績を有した人材を擁しているか。 ・代表機関及び構成員は、過去の類似事業の実績を、本事業で有効に生かすことができているか。
②	構成員の多様性	・構成員が多様な産学官金の主体で構成され、互いに連携し合い、より効果的な支援を実施する提案がなされているか。
2－2．事業の有効性		
①	地域企業のDX戦略策定の伴走型支援の有効性	地域DX推進コミュニティによる、地域企業のDX推進に向けたゴール設定・現状分析・課題特定・将来業務の設計・ソリューション提供ベンダーの比較検討・選定等支援の内容は、代表機関及び構成員の強みを生かした工夫がなされ、実行可能かつ効果的なものとなっているか。
②	サイバーセキュリティ対策に関する伴走型支援の有効性	地域DX推進コミュニティによる、サイバーセキュリティ対策に関する伴走型支援の内容は、代表機関及びサイバーセキュリティの専門家を中心とした構成員の強みを生かした工夫がなされ、実行可能かつ効果的なものとなっているか。
③	支援ノウハウの地域DX推進コミュニティ内での共有・横展開の仕組みの構築	地域DX推進コミュニティ内で構築する、支援ノウハウを共有・横展開する仕組みは、代表機関及び構成員の強みを生かした工夫がなされ、実行可能かつ効果的なものとなっているか。
④	その他、DX戦略の実行力向上のための取組等の有効性	地域DX推進コミュニティによる、その他の支援活動の内容は、地域DX推進コミュニティの支援活動がより効果的になることに寄与するものであり、実行可能なものとなっているか。
2－3．事業の合理性		
①	事業の合理性	・事業遂行に必要なタスクに見合った費用が正しく見積もられているか、事業成果に繋がらない余剰の費用が含まれていないか。 ・実施体制、管理手法、スケジュールが事業計画を実現するために十分なものとなっているか、効率的な事業の進め方となっているか、実施タスクごとの成果物が明確になっているか。
②	支援目標・効果の合理性	・事業期間中の支援目標が合理的且つ高い水準で掲げられているか。 ・その効果が合理的か。

審査においては以下の項目を中心に評価を行い、審査で加点される項目もあります

審査項目

審査項目		審査内容
２－４．事業の将来性		
①	事業終了後の活動内容	・補助事業終了後の活動内容が具体的に記載されており、実現可能かつ効果的な取組となっているか。 ・補助事業終了後の活動内容が、単なる本事業の継続的な取組に止まらず、積極的に支援内容の拡充が検討できているか。 ・補助事業終了後も地域企業を支援し続ける強い意志とそれを裏付ける体制が整備されているか。
②	補助事業終了後の収支計画の妥当性	・補助事業終了後の収支計画は、その根拠が明確で具体的であり、実現可能な想定がなされているか。 ・構成員からの年会費や、支援を行う地域企業からの対価（報酬）等といった収入を得る仕組みを構築し、将来的な自立性・収益性が十分に期待されるか。
２－５．地域特性		
①	支援対象地域及び地域企業への理解度	・支援対象地域に所在する企業のデジタル化・ＤＸの現状及び課題を十分に認識できているか。また、支援対象地域に所在する企業に関する内部・外部環境を正確に捉えているか、現状解決すべき重要度・緊急度の高い経営課題及び業務課題を十分に把握しているかを十分に認識できているか。
②	地域性を踏まえた事業の有効性	地域DX推進コミュニティの体制及び活動内容が、支援対象地域に所在する企業のデジタル化・DXに関する現状及び課題に照らして、支援対象地域の課題解決・ＤＸ推進に資すると期待されるものか。
３．加点項目		
①	（４）その他、DX戦略の実行力向上のための取組等（任意）において、地域企業等のDX人材育成に向けた取組を実施	地域企業のDX人材育成・確保に向けた取組を実施する場合は加点 (例）DX及びDXを進めるにあたり確保すべきサイバーセキュリティ対策の戦略策定を支援した企業が戦略を実現できるよう、経営者や社員に対する人材育成の研修等を実施
②	代表機関が、下記、いずれかの認定を受けている。 （えるぼし認定企業、くるみん認定企業、プラチナ認定企業ユースエール認定）	代表機関が、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（※）である場合。複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 （※）以下のうちいずれかの認定を受けている企業 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

公募申請受付終了後、審査委員会で採否を決定し、採択後に交付決定した日から2024年2月16日までが補助事業期間となります

事業スケジュール

公募・補助事業期間	
公募期間	**2023年4月28日(金)～2023年6月14日(水)17時まで**
補助事業期間	**交付決定日～2024年2月16日(金)**

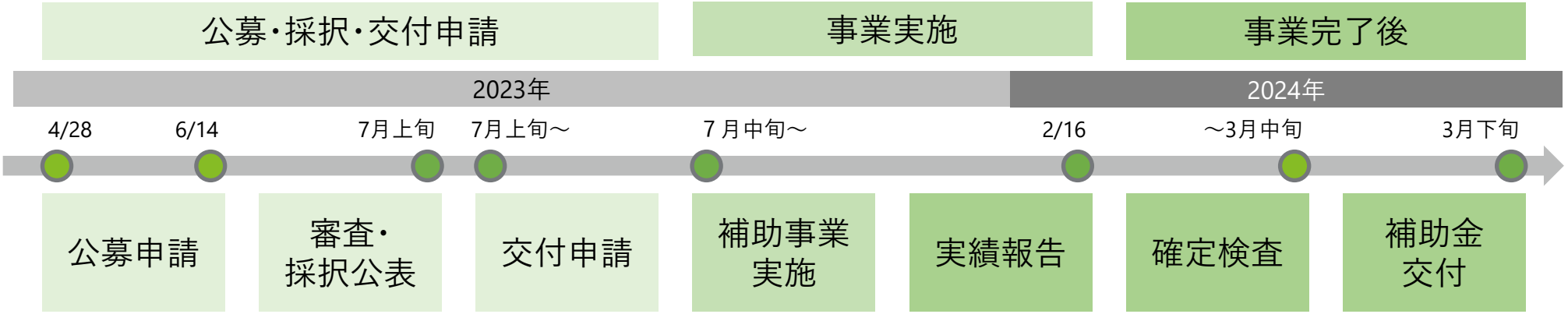

よくあるご質問

公募に関するFAQ

Q1

Q.代表機関や構成員が、2つ以上のコンソーシアム（地域DX推進コミュニティ）に参加することはできますか？
A.可能ですが、代表機関が他のコンソーシアム（地域DX推進コミュニティ）において代表機関を兼任することはできません。

Q2

Q.国の他の助成金・補助金との併用は可能ですか？
A.同一の補助対象経費に対しては併用不可です。また、同一の補助対象経費ではない場合においても、代表機関が令和 4 年度補正「地域新成長産業創出促進事業費補助金」や、令和 5 年度当初「地域デジタル人材育成・確保推進事業」に採択されている場合は申請不可となります

Q3

Q.ITツールの実装にかかる費用は補助対象となりますか？
A. ITツール・機械装置の開発・購入費は補助対象外となります。ただし、実装や定着化に向けた指導・助言等の費用は、補助対象となり得ます

Q4

Q.地域未来牽引企業又は地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者を支援できなかった場合、交付が取り消されることがありますか？
A.結果として不参画の場合でも、補助金の交付決定を取り消すことは想定しておりません。ただし、地域未来牽引企業又は地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者を含めるための募集や複数者への声掛け、及び事務局等への相談などの参画を募るための活動を必須とし、事業終了後に参画を募るために行った実施内容等の説明を求めることがあります

上記以外の本事業に関するお問い合わせは、下記のメールアドレスまでお問い合わせください
メールアドレス: regional-dx-r5@tohmatsu.co.jp